

令和 6 年度

内閣府交通安全業務計画

# 目 次

はじめに

1	計画の目的	1
2	計画の実施の方針	1
第1章 令和6年度において講ずべき施策		1
1	交通安全思想の普及徹底	1
(1)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	1
ア	春・秋の全国交通安全運動の実施	
イ	「交通事故死ゼロを目指す日」の実施	
ウ	交通安全フォーラムの開催	
エ	飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施	
オ	全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	
カ	反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進	
キ	自転車の安全利用の推進	
(2)	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成	3
ア	交通指導員・交通ボランティア等の人材育成	
イ	地域における実情に即した交通安全活動の推進	
ウ	地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進	
エ	交通安全教材の作成	
オ	交通安全功労者表彰の実施	
(3)	地方公共団体との連絡調整	4
2	調査研究の充実等	4
(1)	道路交通安全に関する基本政策等に係る調査	4
(2)	交通ボランティア等の活動活性化に係る調査	4
3	沖縄県における交通安全対策の推進	5
(1)	道路交通の安全	5

ア	交通安全施設等の整備	
イ	子供の遊び場等の確保	
(2)	海上交通の安全	5
(3)	航空交通の安全	5
第2章	令和6年度都道府県交通安全実施計画の作成基準	5

# 令和6年度内閣府交通安全業務計画

はじめに

## 1 計画の目的

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、令和6年度において、内閣府が交通の安全に関し講ずべき施策並びに指定地方行政機関及び都道府県が陸上交通の安全に関し講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

## 2 計画の実施の方針

この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和7年までに交通事故死者数（24時間死者数）を2,000人以下とするため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進するものとする。

## 第1章 令和6年度において講ずべき施策

### 1 交通安全思想の普及徹底

#### (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

##### ア 春・秋の全国交通安全運動の実施

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、中央交通安全対策会議交通対策本部（以下「交通対策本部」という。）が決定する推進要綱に基づき、春・秋の全国交通安全運動を効果的に実施する。

春・秋の全国交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について、ウェブサイトやSNS等を活用するなどして、広く国民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、交通事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、全国交通安全運動終了後に都道府県から取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国交通安全運動がより効果的に実施されるよう都道府県を支援する。

##### イ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について」（平成20年1月11日

交通対策本部決定)及び「令和6年春の全国交通安全運動推進要綱」(令和6年1月18日交通対策本部決定)に基づき、「交通事故死ゼロを目指す日」を4月10日と定め、春の全国交通安全運動と連動して効果的に実施するための広報・啓発活動を推進する。

また、秋の全国交通安全運動期間中においても、同様に「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

#### ウ 交通安全フォーラムの開催

交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による研究発表や成果発表、討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、国民の交通安全に関する意識の向上を図ることを目的に、交通安全フォーラムを開催する。

テーマ及び開催都道府県の選定に当たっては、全国的に問題となっている交通テーマを事前に設定し、そのテーマに対して交通事故統計等の客観的データを基に開催都道府県を選定する。

開催後は、来場者を対象にアンケート調査を行い、視聴による交通安全意識の変化や今後取り上げてもらいたいテーマ等、広く意見要望を募り、次年度以降の開催に反映させる。また、会場の様子を動画配信することで、広く国民に知見を共有し、国民の交通安全意識の醸成を図る。

#### エ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施

「飲酒運転の根絶について」(平成18年9月15日交通対策本部決定)、「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」(平成19年7月10日交通対策本部決定)に基づき、地方公共団体や関係団体と連携した取組を推進し、引き続き「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の意識改革を図るため、春・秋の全国交通安全運動を通じたポスター・チラシ配布や SNS を活用した動画配信等による広報・啓発活動等を推進し、「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成を図る。

#### オ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車の後部座席同乗者のシートベルト着用率は、運転席及び助手席の割合と比較して低く、シートベルト非着用時の致死率は着用時と比較して高くなる傾向にあり、また、チャイルドシートについては、6歳未満の幼児が同乗中の交通事故において、チャイルドシートの不使用や不適正使用により死亡事故等の重大事故につながる危険性が高くなる傾向にある。

これらを踏まえ、「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」(平成19年7月10日交通対策本部決定)及び「チャイルドシート着用の徹底を図るための対策について」(平成11年10月21日交通対策本部決定)に基づき、地方公共団体、民間団体等と連携を図りながら、春・秋の全国交通安全運動を通じた広報・啓発活動を推進するほか、関係行政機関及び民間団体で構成する「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」ウェブサイトへの啓発動画等の掲載や、民間団体が主催する「チャイル

ドシート指導員養成研修会」の開催支援等、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底についての広報・啓発活動を積極的に推進する。

#### カ 反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進

夜間及び薄暮帯における歩行者・自転車等の交通事故防止対策として、反射材及び反射材を利用した製品等の有効性について、交通安全指導者養成講座や交通ボランティア等ブロック講習会等において強く呼び掛けるとともに、春・秋の全国交通安全運動を通じたポスター・チラシの配布やウェブサイト、SNS を活用した情報発信を通じて、反射材用品等の普及を図る。

#### キ 自転車の安全利用の推進

「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日交通対策本部決定）に基づき、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、ウェブサイト、SNS 等を活用した情報発信のほか、交通指導員等交通ボランティア支援事業等における「自転車安全利用五則」の周知や、交通安全教育教材の活用推進により、乗車用ヘルメット着用を始めとする自転車の交通ルール等の周知徹底を図る。

また、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、春・秋の全国交通安全運動等あらゆる機会を通じ、関係省庁や団体等と連携し、関係事業者や配達員に対する広報啓発活動を推進する。

### （2）交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成

民間団体等により、地域の実情に即した効果的かつ積極的な交通安全活動が行われることにより、国民の交通安全意識の一層の向上を図るため、以下の施策を推進する。

#### ア 交通指導員・交通ボランティア等の人材育成

地域社会において様々な交通安全活動を行っている交通指導員（高齢者交通安全指導員（以下「シルバーリーダー」という。）を含む。）や交通ボランティア等の現場活動を強化することを目的として、知識・技能レベル、指導力の向上及び士気の高揚を図るため、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」として、交通安全指導者養成講座、交通ボランティア等ブロック講習会等を実施する。事業終了後には、講義内容をウェブサイトへ掲載するなどして、本事業を通じて培った知見を広く共有する。

#### イ 地域における実情に即した交通安全活動の推進

交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ主体的に行われるよう、「地域提案型交通安全支援事業」として、地方公共団体の提案に基づき、各種の交通安全教育・啓発事業を実施する。

事業終了後には、効果を検証して次年度以降に反映させ、各地域における自主的な交通安全活動の推進を図る。

実施に当たっては、地方公共団体、民間団体、交通ボランティア等を中心とした実行委員会を設置し、同委員会を中心に、スケアード・ストレイト方式を活用した自転車教室、安全運転サポート車の体験等の参加・体験・実践型交通安全教室等を企画、開催する。

#### ウ 地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進

地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、「高齢運転者交通安全推進事業」として、シルバーリーダー及び地域の高齢者に対して交通ボランティア活動を行っている者等を対象とした、参加・体験・実践型の講習会を実施する。

事業終了後には、効果を検証して次年度以降に反映させ、より一層効果的な活動を推進し、高齢者の交通安全意識の向上を図る。

#### エ 交通安全教材の作成

民間団体等の主体的な交通安全活動による広報・啓発が、より一層効果的に行われるため、交通安全教材を作成する。作成した教材については、ウェブサイトへ掲載するなどして、民間団体等へ資料を提供し、積極的な活用を促す。

#### オ 交通安全功労者表彰の実施

交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった者を顕彰するため、「交通安全功労者表彰について」（平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定）に基づき表彰を行う。

### (3) 地方公共団体との連絡調整

交通安全に関する取組を効果的に推進するため、都道府県・政令指定都市の交通安全対策主管課（室）長等を対象とした会議を Web 会議システムによるオンライン形式を併用して開催するほか、各地域で開催される交通安全対策主管課（室）長会議等への参加を通じて国と地方公共団体との連絡調整を図る。

## 2 調査研究の充実等

### (1) 道路交通安全に関する基本政策等に係る調査

中央交通安全対策会議における第12次交通安全基本計画の作成に資することを目的とし、第11次交通安全基本計画に係る政策評価、交通安全に関する関係団体等の要望調査及び道路交通事故に係る長期的予測等を行う。

### (2) 交通ボランティア等の活動活性化に係る調査

交通ボランティアの関連団体等に対するヒアリングや現地調査により、活動

---

スケアード・ストレイト方式

スタントマンによる交通事故再現等により、恐怖を直視する体験型教育手法

実績（活動内容及び活動人数）、抱える課題及びその解決に向けた活動内容等を収集し、共通する課題及びその解決策の抽出や、交通事故死者数の少ない地域における活動事例の分析を行う。

調査後は、知見を広く共有するため、優良事例や課題解決策等を取りまとめ、ボランティア関連団体や地方公共団体等に展開する。

### 3 沖縄県における交通安全対策の推進

#### (1) 道路交通の安全

##### ア 交通安全施設等の整備

歩行者及び自転車利用者の安全確保を最重点として、歩道、自転車道、道路標識、防護柵等の整備を図る。

そのほか、歩道の設置を伴う既存道路の拡幅、線形改良等の交通安全に寄与する道路改築事業を行う。

##### イ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場不足を解消し、道路遊戯等による交通事故の防止等に資するため、街区公園その他の住区基幹公園、運動公園その他の都市基幹公園等の整備を図る。

#### (2) 海上交通の安全

海上交通の安全を確保するため、防波堤、航路、泊地等の整備を図る。

#### (3) 航空交通の安全

航空交通の安全を確保するため、滑走路等の空港基本施設、航空保安施設、航空気象施設等の整備を図る。

これらの事業は、内閣府が所管する一般会計から国土交通省等が所管する一般会計等（道路整備事業、都市公園事業、港湾整備事業、空港整備事業等）に移し替え、又は繰り入れて実施される。

## 第2章 令和6年度都道府県交通安全実施計画の作成基準

令和6年度都道府県交通安全実施計画の作成については、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項を基準とする。

- 1 交通安全行政機関の連絡調整の強化
- 2 交通安全運動及び交通安全教育の推進
- 3 交通安全関係の民間団体の育成指導
- 4 交通対策本部決定事項の実施の促進
- 5 市町村における交通安全推進体制の整備・拡充のための助言
- 6 その他都道府県交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項